

40歳以上のすべてのかたが対象

# 4月から介護保険制度が始まります

加入するかた

65歳以上のかた

は

第1号被保険者

40～64歳の医療保険  
に加入しているかた

は

第2号被保険者

## 保険証(介護保険被保険者証)は

四月一日現在で六十五歳以上のかた(昭和十年四月二日生まれのかたを含む)には、三月中旬に郵送で一斉に交付します。このほかのかたには、六十五歳になった時点で随時、郵送にて交付します。

なお、要介護認定の申請また

は保険証の交付申請をしますと、第2号被保険者のかたにも保険証を交付します。転居や、死亡の際には、保険証を市に返還しなければなりません。また、市内で住所変更があったときにも、市に届け出をお願いします。

保険証はいろいろなサービスを受けるときに必要です。大切に保管してください。



### 気になる保険料

65歳以上のかた  
(第1号被保険者)の場合

#### 保険料の納めかた

老齢・退職年金が、月額一万五千元以上のかたは年金から天引きされます。月額一万五千元未満のかた及び老齢・退職年金以外の年金を支給されているかたは、口座振替などで個別に納めていただきます。

#### 保険料の額は

二月十日、第四回大館市介護保険事業計画作成委員会が開かれました。その中で、介護保険のサービス量の見込みなどが検討され、その結果、大館市の六十五歳以上(第1号被保険者)の保険料基準額は月額二千七百八十五円で承認されました。

保険料は、所得によって5段階(下の表)に分けられます。この

ため、所得の少ないかたには少ない保険料が課せられます。

段階	対象	保険料
第1段階 (基準額×0.5)	生活保護の受給者、住民税世帯非課税で老齢福祉年金の受給者	約1,392円
第2段階 (基準額×0.75)	世帯全員が住民税非課税	約2,088円
第3段階 (基準額)	本人が住民税非課税	約2,785円
第4段階 (基準額×1.25)	本人が住民税課税で、合計所得金額が250万円未満	約3,481円
第5段階 (基準額×1.5)	本人が住民税課税で、合計所得金額が250万円以上	約4,177円

65歳以上  
(第1号被保険者)  
のかたの  
月額保険料



保険料は加入している医療保険、給料・所得によって異なります。また、保険料の半分は事業主・国が負担します。

#### 保険料の額は

医療保険に加入されているかたは、一括して納めていただきます。

#### 保険料の納めかた

40～64歳のかた  
(第2号被保険者)の場合

問 福祉事務所  
介護保険係  
☎49-3111  
(内線402)